この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

様式第十三号（第十条の十四関係）

13280

許可番号　00851012125

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　大阪府大阪市北区大深町５番５４号グラングリーン大阪パークタワー８階
氏　名　新虎興産 株式会社
　　代表取締役　木村　高士
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条の４第１項 ~~第１４条の５第１項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　　大　井　川　和　彦

許可の年月日　　令和　８　年１０月１３日
許可の有効年月日　　令和１３年　７　月１１日

１．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類、及び軽油類に限る）、廃酸（pH2.0以下のものに限る）、廃アルカリ（pH12.5 以上のものに限る）、廃ＰＣＢ等（別記１－イに記載のあるものに限る。）、ＰＣＢ汚染物（別記１－ロに記載のあるものに限る。）、ＰＣＢ処理物（別記１－ハに記載のあるものに限る。）、廃石綿等 以上７種類

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

３．許可の条件
特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変　更　内　容	許可（届出）年月日	変　更　内　容
令和 3 年 7 月 12 日	新規許可		
令和 7 年 3 月 11 日	変更届（住所の変更）		
令和 8 年 10 月 13 日	更新許可		
	以　下　余　白		

５．積替え許可の有無　　~~有・無~~
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

別記

イ　廃ＰＣＢ等（次の（１）から（２）までに掲げるものに限る）

（１）電気機器又はＯＦケーブル（ＰＣＢを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のＰＣＢによって汚染されたもの（以下「微量ＰＣＢ汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

（２）ＰＣＢの濃度が廃ＰＣＢ等１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

ロ　ＰＣＢ汚染物

（１）微量ＰＣＢ汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

（２）汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだＰＣＢの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１キログラムにつき 100,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（３）廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているＰＣＢの量が廃プラスチック類１キログラムにつき 100,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（４）金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているＰＣＢの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

ハ　ＰＣＢ処理物のうち、次に掲げるもの

（１）微量ＰＣＢ汚染絶縁油又は微量ＰＣＢ汚染物を処分するために処理したもの。

（２）廃油のうち、当該廃油に含まれるＰＣＢの量が廃油１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（３）廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるＰＣＢの量が廃酸、廃アルカリ１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（４）汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるＰＣＢの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（５）廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているＰＣＢの量が廃プラスチック類１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（６）金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているＰＣＢの量が金属くず等に付着している物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

（７）（１）から（６）までに掲げるもの以外のものであって、当該ＰＣＢ処理物に含まれるＰＣＢの量がＰＣＢ処理物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの